

大村市政だより

■昭和33年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日・10日・20日発行 ■定価1部5円
■発行所 大村市役所 ■編集人 総務課長 南野 鹿松 ■印刷所 つじ印刷所

市長選挙の日程

選挙管理委員会では、市長選挙の日程を9月28日、つぎのとおり決めました。

選挙期日の告示………11月24日
選挙期日………12月5日



いよいよ大村市のシンボルである市庁舎が 新しくできあがります。そして十月十二日から新しい庁舎で仕事を始める予定です。

市庁舎が完成しますので十月十二日から仕事を始める予定です。

このため、できるだけ市民のみなさんに迷惑をかけるないようにいろいろの準備を進めています。

行事日程
新庁舎の落成式は十月八日に行ない十月十日(土曜日)と十一日(日曜日)にかけて移転の作業を行ないます。

また、教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局は九日から移転作業を行ないます。

そして、十月十二日(月曜日)から平常通り新庁舎で仕事を始める予定です。

新庁舎での事務の取り扱いは従来と変わりません。しかし、課などのあるところがわからないときは受付を玄関近くに設けておきますのでおたずねください。市民みなさんに直接関係のある課はほとんど一階にあります。

新庁舎の案内

⑦ 証明書の交付と公簿の閲覧

⑧ 児童生徒の転入学届出

⑨ 収入証紙の購入

以上の手続以外の用件の方は直接該当する課へおいでください。

なお、水道部と事業課は新庁舎には入りません。

電話
電話番号は従来通り
三、一一一番
バスの停留所
従来の「海水浴場入口」が十月一日から「市役所前」と変わり普通バスだけが止ります。

市民課でできる手続

電話番号は従来通り
三、一一一番

① 戸籍、住民登録、印かん登録、主食配給、外国人登録

バス停留所
従来の「海水浴場入口」が十月一日から「市役所前」と変わり普通バスだけが止ります。

② 市営住宅、県営住宅の入居申込

新市庁舎の案内図はつぎのページをこらんでください。下が一階、上が二階となっています。

③ 助産費、葬祭費支給申請の受付と支給

新市庁舎の案内図はつぎのページをこらんでください。下が一階、上が二階となっています。

④ 自動車臨時運行許可

新市庁舎の案内図はつぎのページをこらんでください。下が一階、上が二階となっています。

⑤ 汚物容器設置届出

新市庁舎の案内図はつぎのページをこらんでください。下が一階、上が二階となっています。

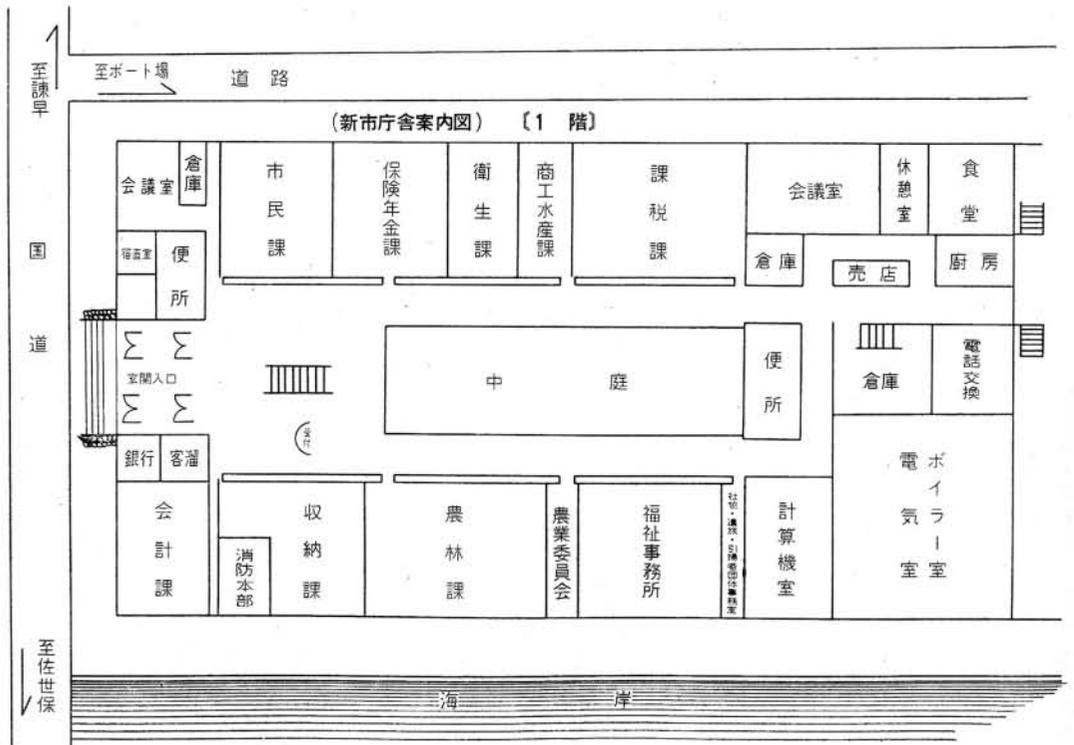
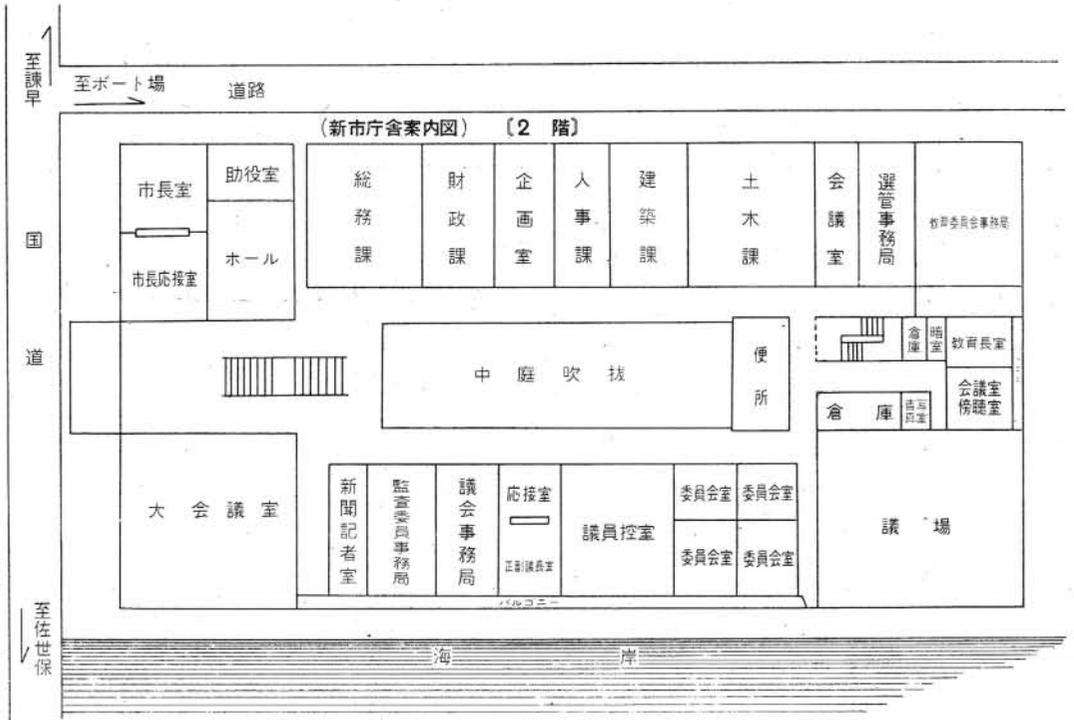
⑥ 火葬場使用の届出

新市庁舎の案内図はつぎのページをこらんでください。下が一階、上が二階となっています。

犬は必ずつなぎましょう

十月十日から犬の放し飼いはできないことになりました。

道路公園などへつれて行くときは大きい犬も小さい犬も必ずクサリをつけましょう。



10月1日より

補充選挙人名簿の

登録申出がいつでもできる

公職選挙法の改正で、十③資格があつて現在使用し月一日から選挙のあるなし ている選挙人名簿に登録にかかわらず、いつでも補充 もれの人

充選挙人名簿の登録申出が △申出の方法と場所 次のとおりでできることにな 所定の申出書用紙により 市民課、各出張所又は選挙

△申出の該当者

①市外より新らしく転入し 管理委員会事務局に申し出 てください。申出書用紙は 備えておられます。

②従前から大村市に住んで いた人で満二十才になつ いることは選挙管理委員会事務局へおたすね下さい。

「赤い羽根」共同募金運動

10月1日から「赤い羽根」共同募金運動が全国的に展開されます。昨年は皆様の温かいご理解により本市の目標額749,000円に対し852,049円の募金があり113%の達成率をみました

これは市民のみなさんが「世の中の不幸をなくしお互いにみんながしあわせであるように……」との、温かい心のあらはれてありましよう。

この温かい心の浄財で県下民間社会福祉事業はそれぞれ整備され 事業内容もますます充実発展してきています。どうか本年も昨年同様「赤い羽根」共同募金にご協力くださいますようお願いいたします。

9月から道路交通法かわる

「キープレフト」の原則など

9月15日から24日までの10日間実施されました安全運動は、大村市内で旬間中3件の事故発生にとどまりきわめて良い成績でおわかりました。市民のみなさんのご協力を深く感謝します。

お母さんの注意で子供の事故をなくしましょう

また9月1日から道路交通法が一部改正され、車両の通行方法が「キープレフト」の原則（左側部分の左寄り通行の原則）に改められたり、自転車等が2台以上横に並んで走ることが禁止されたりしていますので、よく知って正しい運転を励行しましょう。



ちよつとの油 断から……

障害年金の支給範囲が

広くなりました

これまで、障害年金の支給範囲は肢体不自由など外部障害に限られていたが、こんどの国民年金法の改正によつて、次のような内部障害（内科的疾患）も年金支給の対象になりました。

新たに加えられた

内部障害の対象

- ① 結核性疾患による身体機能障害
- ② 結核性疾患で長期にわたつて安静を必要とする病状のもの
- ③ 結核性疾患ではない呼吸器障害
- ④ 精神障害（精神病質、神経症、精神薄弱によるものを除く）
- ⑤ 内部障害と外部障害との併合したもの。

障害程度一級の方

新たに加えられた内部障害のうちで、特に機能障害、または病状が日常の

用を達することができない程度、すなわち適当な介護を受けて生活しているもの（障害程度一級）で、昭和三十九年八月一日現在で二十才から八十才までの人は障害福祉年金が昭和三十九年の八月分から支給されます。

障害程度二級の方

機能の障害または病状が日常生活に著しい制限を与えたり、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の方（障害程度二級）には障害、病状の初診日において、国民年金法に定める障害年金の支給要件をみたしている場合には拠出制の障害年金が受けられます。

請求受付は市の保険年金課で行つていただきますので、くわしくは保険年金課へおたすねください。

おしらせ o s i r a s e おしらせ o s i r a s e

才三回大村市産業祭行事決る

十月十三日より二十日まで

恒例の産業祭も今年で才三回目を迎えます。今年には特に新市庁舎落成を記念する行事として次のとおり盛大に開催することになりました。

▽市畜産共進会

十三日午前九時より
玖島崎補助グラウンド
▽職域対抗のど自慢コンクール(予定)

▽民芸競演会

十八日午前十一時より
三城小、諏訪神社広場
西中、竹松小(予定)
松原小の各グラウンド
を巡回して行ないます
〔出演〕 大村蛇踊、黒丸踊、民謡協会、各地区舞踊、長崎オランダ万才、諫早新地節、島原の子守唄

▽自衛隊仮装カーニバル

十九日午後一時より市中
行進、大村、竹松、海上
各隊より出場、審査のうえ賞を贈

〔経路〕(予定) 午後一時

原口↓桜馬場↓午後一時
半大村部隊前↓古町↓向陽町↓午後二時中央公民館前(審査)↓駅前八幡町↓片町↓午後二時半公園前↓西沢角↓本町↓駅前新通り↓午後三時(審査発表)↓国道↓市立病院前↓帰隊
▽植木盆栽展
十三日より二十日まで
駅前親和銀行敷地

市民音楽会

申込…10月10日まで

才5回市民音楽会を開催します。

期日 11月3日
(文化の日)
9時30分から
16時まで

会場 中央公民館ホール

参加者の資格

大村市民で音楽を本業としない団体又は個人

出演所要時間

個人10分以内団体15分以内

申込期日 10月10日まで

申込み先 中央公民館
事務所

なお申込用紙は事務室に用意しております。

農事メモ

【切り取った「ひえ」の始末】

草の王者といわれる「ひえ」の除草に農家の方々は、大変苦勞しておられることでしょう。ところで、折角切り取った「ひえ」を無雑作に畦端に積み上げたり、川へ投げ捨てたりしてあるのをよく見かけます。これは折角切り取ったものの来年の種まきをしたようなものなのです。切り取ったものは一定の場所に集めて、焼き捨てて使いたしません。

無料法律相談所を開設

十月五日……法の日週間に

国民主権のもとに、国をあげて法を尊重し、法によって個人の基本的権利を守り、法によって社会秩序を確立する精神を高めるため、昭和三十五年(一九六〇年)十月一日が「法の日」と定められました。今年も十月一日から一週間を「法の日週間」として全国的にいろいろな行事が行なわれます。

大村市でも長崎地方裁判所、長崎家庭裁判所が弁護士会、大村調停協会の協力をえてつぎのとおり家事関係、民事関係の法律相談に応じます。ご遠慮なくご参加ください。

日時 十月五日
午前九時三十分
午後三時
場所 中央公民館

▽電気器具展示会

十八日より二十日まで
中央公民館

▽オートバイ展示会

十八日より二十日まで
中央公民館

秋の慰霊祭が行なわれます

県殉国慰霊奉賛会の主催による県下の秋季慰霊祭が十月二十日午前十時三十分より、県忠霊塔(三城公園)において行なわれます。市民みなさんもできるだけ多く参加してください。

内職巡回相談と移動展が開かれます

県は内職相談と移動展を次により開催します。

日時 十月五日
午前九時三十分
午後三時
場所 中央公民館